

## 令和元年6月18日山形県沖を震源とする地震にかかわる 災害復旧資金の取扱いについて

この度の山形県沖を震源とする地震により、被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。  
にいがた岩船農業協同組合では、地震により被害を受けられた皆様の一日も早い復興のご支援をするため、  
「災害復旧資金」の取扱いを開始することとなりましたので、下記の通りご案内いたします。

### 記

#### 1.取扱い期間

令和元年7月4日（木）～令和元年9月30日（月）

※上記期間内に借入申込みを受付した分までを対象といたします。

#### 2.対象先

令和元年6月18日山形県沖を震源とする地震（余震も含む）により、被災された正（准）組合員の方。

※新たに正（准）組合員として加入される方も含みます。

#### 3. 資金使途

令和元年6月18日山形県沖を震源とする地震（余震も含む）による被害の復旧資金。罹災証明書・各種共済・損害保険会社による損害状況確認書類により被害の確認ができる生活資金（見積書等をいただきます）。

上記証明書を取得できない、本地震による被害であることが明らかである損害について要する資金については、現地確認を行った上で対応可否を判断することとします。

①住宅の補修修繕費用 ②自動車の修理・買換費用 ③家具・家電の修理・買換費用 ④墓石修繕・買換え費用 等

※ただし、事業に必要な運転資金・設備資金を除きます。

#### 4.貸付金利

変動金利 年1.50%

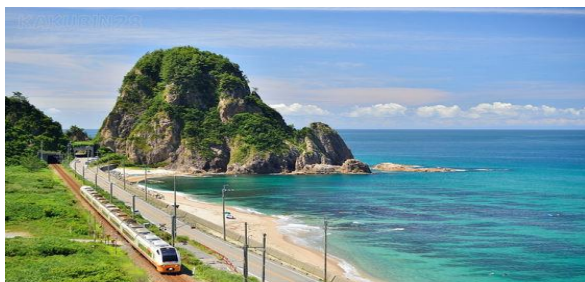
#### 5.貸出金額

一借入者あたり10万円以上300万円以内（1万円単位）とし、所要資金額以内とする。

#### 6.貸出期間

1年以上10年以内（うち元金返済据置期間1年以内）

以上



### 【本件に関するお問い合わせ先】

詳細につきましては、お近くのJAにいがた岩船  
各支店・出張所・融資担当へお問い合わせください。